

令和8年4月吉日

保護者のみなさまへ

岸和田市立春木中学校
生徒指導部

学校における携帯電話の取扱いに関するルールについて

平素は本校の教育活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、下記に示したルールのもとで、生徒が登下校時に携帯電話を所持することを一部許可します。ただし、大阪府及び岸和田市からの通知のとおり、従来の「校内への持ち込みは原則禁止」の考え方は継承しつつ防犯・防災の観点による使用を目的とした「一部解除」であることをご理解ください。

1 承認の手順

- (1) 下記の「2 登下校時に携帯電話を所持するときのルール」をお子さまと一緒にお読みください。
- (2) ルールに同意した上で学級担任へ連絡し、『同意確認書』をお受け取りください。
- (3) お子さまと一緒に『同意確認書』にご記入いただき学級担任へ提出してください。

2 登下校時に携帯電話を所持するときのルール

- (1) お子さまと一緒に『岸和田市小中学校における携帯電話等の取扱いに関するガイドラインについて』をお読みください。本校はこのガイドラインに沿った対応をします。

- (2) ガイドラインの中でもとくに守ってほしいルールは次の通りです。

- ① 登下校時の所持には『同意確認書』の提出が必要です。
- ② 携帯電話は、登下校時の緊急時のみ使用します。

緊急時以外で携帯電話（電話、写真、メール、アプリ、ゲーム）を使用しません。

緊急時とは、災害発生時や不審者遭遇時で、登下校中に危険を感じ、どうしても保護者に連絡を取らないといけない状況を指します。

- ③ 登校したら、携帯袋（ご家庭で用意してください）に携帯電話を入れた状態で、担任の先生や学年の先生に預けます。

携帯袋は携帯電話を保護するためのものです。携帯が入る大きさと巾着状の弾力のある袋を用意してください。また、携帯袋の目立つ部分に大きく名前を書いて下さい。



- (3) 校内で携帯電話を携帯袋から取り出して操作しません。下校時に返却された後も、携帯袋に入れたままカバン内できちんと保管します。

携帯電話を返却されてから、放課後、部活動の時間、下校中も、緊急時以外は操作することはできません。緊急時以外で携帯を携帯袋から出さないようしてください。